(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十二号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　令和七年四月十六日
　　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字木倉字萩ノ尾三一二一の三、三一二二、三一二三、三一三〇の一から三一三〇の五まで、三一三〇の七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字萩ノ尾三一二一の三・三一二二・三一二三・三一三〇の一から三一三〇の三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十三号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　令和七年四月十六日
　　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市松橋町古保山字海ノ平二一六〇、字大嶋二一六八から二一七二まで、二三二七の四、二三二七の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字海ノ平二一六〇（次の図に示す部分に限る。）、字大嶋二一七〇から二一七二まで・二三二七の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二一六九
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十四号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　令和七年四月十六日
　　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字富岡二八四四の一、二八四五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　大字富岡二八四四の一（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十五号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　令和七年四月十六日
　　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県宇和島市三間町大内七五三から七六一まで、七六四、八二五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　三間町大内七五三・七五四・七五七・七五八・八二五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七五五、七五六
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十六号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　令和七年四月十六日
　　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市松尾五四七の一、五五一、五五五の一、五七〇の一、五七一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　松尾五五一・五七〇の一・五七一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十七号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　令和七年四月十六日
　　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町窪野四八五四、四八六三、五〇八四の三、五〇九二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　城川町窪野四八五四・五〇九二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇八四の三
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）